

「社会環境整備部会」への付託事項について

■「社会環境整備部会」への付託事項（部会設置要綱第2条(3)関係）

条例第54条第1項第2号及び第3号にかかる事項について審議を付託する。

○条例第54条第1項第2号関係

青少年の健全育成にとって「有害」な興行等について、知事が指定するとき。

区分	運用状況	備考
第15条第1項（有害興行の指定）	38件（令和2年度）	
第16条第1項第3号（有害図書類の個別指定）	0件（令和2年度）	
第19条第1項第4号（有害がん具類の個別指定）	「がん具銃（空気銃・ガス銃）」 で一定の構造機能を有するものを指定（平成14年）	
第20条第1項（有害刃物の指定）	ミリタリーナイフ、サバイバルナイフ、ダガーナイフ、バタフライナイフを指定（平成20年）	銃刀法
第22条第1項第3号（有害広告物の個別指定）	現在指定しているものはありません。	

○条例第54条第1項第3号関係

青少年の健全育成にとって「有害」な図書類等の基準を規則で定めるとき。

区分	基準の制定状況	備考
第16条第1項第1号（有害図書類の包括指定に係る写真又は図画の基準）	条例施行規則第1条による認定基準（最終改定：平成19年）	
第16条第1項第2号（有害図書類の包括指定に係る映像場面の基準）		
第19条第1項第1号（有害がん具類の包括指定に係る形状、構造又は機能の基準）		
第20条第1項（有害刃物の指定に係る形状、構造又は機能の基準）		銃刀法
第22条第1項第1号（有害広告物の包括指定に係る写真又は図画の基準）		
第37条第1項第3号（深夜に立入を禁止する、設備を設けて、客に遊戯又はスポーツを行わせる営業種目の基準）	現在のところ規則で定めているものはありません。	風俗営業法